

# 今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し) に向けた提案事項

平成24年7月12日

全国知事会 地方分権推進特別委員会

# 提案事項の概要

義務付け・枠付けの見直しの概況

3次にわたる取組で「量」の見直しは一定進む。  
これからは見直しの**「質」の向上**が重要。

各都道府県における具体的な支障事例を基に、  
**70条項**の見直しを提案。

(従うべき基準の見直し、時間がかかり過ぎる協議・許認可等の事例etc.)

行財政資源の効率的運用や全国一律の硬直した仕組みを  
**地域の責任で、カスタマイズ**

**住民・国民の満足度アップ、地域・日本の閉塞感打破!**

# 提案事項の内容（総括）

分野	1～3次の見直しで、政府において検討されたものの、見直しが十分ではない条項		未検討条項等	合計
	H19地方要望	その他		
福祉	6	1	10	17
環境	2	1	2	5
産業	4	0	3	7
まちづくり	8	0	10	18
教育	2	0	14	16
災害その他	1	1	5	7
合計	23	3	44	70

※条項数ベースで集計。今後の国との協議の中で変動有。

# 保育所の設置基準を「従うべき基準」から「参酌基準」に

## 提案事項

《現行》保育所の設置基準のうち面積基準・人員基準等は「従うべき基準」。  
《提案》「従うべき基準」を「参酌基準」とし、地方の裁量と責任を拡大。

## 支障事例

- (A団体)子どもが少なく、保育士の確保も困難な郡部や離島においても「従うべき基準」とされているため、認可基準を満たせない。
- (B団体)待機児童がいるが、保育の需要が増大しているとして特例措置の対象となる市町村の該当基準が厳しいため対象外となり、解消に向けた検討が困難。
- (C団体)乳幼児数の減少から自園調理が大きな負担となっている民間保育所では、3歳未満児については給食の外部搬入を行うことができないため、運営の合理化が図れない。
- (D団体)乳児を6人以上預かる保育所の保健師・看護師は、1人に限り保育士の人数に含めることができるが、比較的確保しやすい准看護師が除外されているため、賃金が保育所運営費の対象とならず、保育所が負担している。

## 目指す姿

- 待機児童の解消等、地域の実情を踏まえた工夫が可能となる。
- 社会福祉法人等の創意工夫が発揮しやすくなり、地域で持続可能なサービスが供給可能となる。

# 認定こども園の認定基準の統一化と参酌基準化

## 提案事項

《現行》施設設置基準・職員配置基準等は幼稚園・保育所双方を満たす必要。  
《提案》幼保一元化を図る標準制度をつくり、参酌基準として地方へ条例委任。

## 支障事例

- (A団体) 幼稚園・保育所の基準をともに満たすかどうか審査されるため、申請書や添付書類がそれぞれの単体の認可に比べ膨大となり煩雑になっている。
- (B団体) 幼保連携型認定こども園の2階に保育室を置く場合、保育所では耐火建築物又は準耐火建築物であることとされているが、幼稚園では耐火建築物とする必要があるため、施設全体を耐火建築物とせざるを得ない。

## 目指す姿

- 幼保一元化への障害が除去され、認定こども園の普及も進みやすい。
- 地域の実情に合わせた、子育て支援体制の充実が図られる。

# 基準病床数の都道府県による独自の加減算を可能に

## 提案事項

《現行》国が定める全国一律の算定基準や「従うべき基準」により規制。  
《提案》都道府県で地域の実情を踏まえた独自の加減算を可能とする。

## 支障事例

- (A団体) 高度医療を行う病院には全国から患者が集まるが、そうした実態が反映できず病床過剰とされ、新たな病院整備ができない。
- (B団体) 救急輪番制度の維持のため新たな病院整備の要望があるが、病床過剰地域であるため、認められない。
- (C団体) 独自の加減算ができず、がん医療提供体制強化のため特例病床制度による増床で対応したが、大臣同意に1年半も要した。

## 目指す姿

- 地域の実情に応じた医療サービスを提供する病院整備が可能になる。
- 医療ニーズの変化に迅速な対応が可能となる。

# 農業振興に係る国の関与の見直しと権限移譲の推進

## 提案事項

《現行》農業振興に係る都道府県の基本方針には大臣協議、市町村が定める計画には知事協議が義務付け。  
農地転用には4ha超が大臣許可、2ha超4ha以下は知事許可・大臣協議。  
《提案》大臣協議、知事協議をともに廃止。  
4ha超の農地転用は都道府県に、2ha以下は市町村へ権限移譲。

## 支障事例

- (A団体)大臣協議の中で、農地面積の目標を地域の実情を踏まえない上方修正を求められた。農政局及び本省のそれぞれに事前協議が必要とされ、時間がかかる(8か月程度)。
- (B団体)市町村計画の要件は明確、都道府県と協議する事務の必要性は低い。
- (C団体)農地転用許可の手続きに相当の期間を要する(6か月程度)ため、企業の立地ニーズに応えられない。

## 目指す姿

- 協議や許可事務の見直しにより、国・地方双方の行政コストを削減。
- 地域の責任によって、農業を含む地域経済の活性化に向けた取組が促進。

# 都市計画区域の整備方針等に係る大臣協議の廃止

## 提案事項

《現行》都市計画区域の整備方針等の策定に農林水産大臣の協議が必要。  
《提案》時間のかかる協議を廃止し、迅速なまちづくりを可能に。

## 支障事例

- (A団体) 法定協議の前に事前調整(下協議等)が実施されている。事前調整は協議内容や位置づけが明確ではないため、多くの労力と時間が費やされている。  
⇒事前調整は事例により半年から1年を超えることも
- (B団体) 度重なる資料要求や再説明を求められ、事前調整だけで1年6か月もかかった。調整の遅れにより、地元調整が再度必要となるなど更なる遅れを生み出す悪循環に。
- (C団体) 定められた様式以外に多くの資料を求められるなど事前調整だけで半年間も要し、都市計画決定に遅れが生じた。

## 目指す姿

- 協議に係る時間が不要となり、都市計画決定の迅速化、国・地方双方の行政コストの削減が図られ、地域のニーズに迅速・的確に対応。
- 都市計画を、地域の責任で決定することにより、更なる自治意識、住民自治の関心を高める。

# 港湾施設に係る大臣認定の廃止

## 提案事項

《現行》港湾区域外等に整備される施設が、港湾施設としてみなされるには国土交通大臣の認定が必要。  
《提案》時間のかかる大臣認定を廃止し、迅速なまちづくりを可能に。

## 支障事例

- (A団体)申請書類の事前調整等で約半年間も要する。当該施設が補助事業の採択を受けていても、認定が完了しないと補助金の交付申請ができず、事業の開始、進捗が大きく遅れる事態が発生。
- (B団体)申請書受理までに多大な時間を要する。また、昨年12月に3次見直しに係る対応で改善を図る旨の通知が国から出されたが、年度末に実施されるフォローアップ調査においてあらかじめ申告していないと原則認定されないため、実体上は何ら改善されていない。

## 目指す姿

- 認定に係る時間が不要となり、円滑な事業実施、国・地方双方の行政コストの削減が図られる。
- 迅速な港湾機能の強化により、地域経済の発展や地域住民の安全・安心の向上にいち早く寄与。

# 市町村立学校県費負担教職員に係る人事権等の移譲

## 提案事項

《現行》教職員の人事権等は都道府県権限。  
政令市は人事権を持つが給与負担は都道府県負担。  
《提案》政令市における人事権と給与負担を先行して一元化。  
その後、市町村においても、人事権や給与負担の移譲を検討。その際同時に、地域間の教育格差が生じないように広域人事等の仕組みの整備等を十分に検討。

## 支障事例

- (A団体) 都道府県において加配教職員定数について国へ申請を行うが、希望どおり配分されなかった場合には、権限のねじれのため都道府県と政令市において再調整が必要となる。
- (B団体) 政令市以外の市町村においては、教職員のサービスを監督することになっているが、任命権を持たないため分限、懲戒等が行えない状態。
- (C団体) 自治体間の教育格差が生じるということが指摘されるが、大阪府の北部5市町において広域人事を行う仕組みが整備されている事例がある。

## 目指す姿

- 学校設置者である市町村において自主的、主体的な教育が可能となる。
- 権限と責任の所在のねじれが解消され、明確化する。

# 教育委員会と首長部局の権限配分の弾力化

## 提案事項

《現行》教育委員会は必置。教育委員会から首長部局への事務移管も複雑。  
《提案》教育委員会と首長部局の権限配分は、自治体の自主性に委ねる。  
教育委員会を選択制とする。

## 支障事例

- (A団体)首長部局が地域の文化行政を一元的に行おうとしても、図書館、博物館等は法律で教育委員会の事務とされているため、一部教育委員会の事務を補助執行するにとどまり、首長の責任で一元的に行うことができない。
- (B団体)首長部局で博物館の事務を行う場合、審議会等の委員を改選する際に人事案を首長部局が内定しても、最終的に教育委員会で決定し、辞令を出すなど、実態と権限の所在が不一致。

## 目指す姿



○地域に合った体制で教育行政を実施することで、責任体制が明確となる。

# 今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項一覧

(福祉PT)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
1	10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第2項	<p>【認定こども園に係る認定基準の条例委任(参酌基準化)】</p> <p>認定こども園における施設設置・職員配置等の基準等は、幼稚園・保育所双方の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るための統一した標準的制度として構築し、基準を条例委任(参酌基準化)すべき。</p> <p>特に、幼保連携型認定こども園の2階に保育室を置く場合、その建物全体を耐火建築物とする必要があるが、これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を上回る必要以上の要件を課すものであるため、基準を条例委任(参酌基準化)すべき。</p>	<p>【事例1】</p> <p>幼保連携型認定こども園を新築する際、敷地の制限等で2階建てとする時は、幼稚園部分は幼稚園設置基準に基づき園舎が耐火建築物でない場合、保育室を2階に置くことができない。</p> <p>一方、保育所設置基準では、耐火建築物または準耐火建築物と定められていることから、準耐火建築物の場合、2階で保育できるのは保育所籍の子どもだけとなる。</p> <p>実際の保育の現場で、そのような区分保育は現実的ではないため、保育所では求められてはいないが、建物全体を耐火建築物として建築せざるを得ず、過剰な投資を強いられている。</p>	積み残し (地方要望)
				第3条	第4項	<p>【事例2】</p> <p>認定こども園制度は、幼稚園と保育所の制度を基礎とし、認定基準は、幼稚園と保育所の認可基準に準拠している。</p> <p>幼稚園と保育所の認可基準は、職員、園舎・保育室等、屋外遊戯場等について、人数、対象範囲、面積等で差異があるものの、認定こども園は原則双方の基準を満たす必要がある。</p> <p>このため、一つの項目に対して、二つの視点から審査ができるよう認定申請書や添付書類を作成する必要があるため、幼稚園や保育所単体の認可に比べて繁雑になっている。</p>		

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
2	20	1	地域保健法	第10条		<p>【保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)】 保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。</p>	<p>保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることのできるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。</p> <p>保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務、兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。</p> <p>保健所長の資格要件を、保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。</p> <p>特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保が困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の医師資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業務運営にも寄与するものである。</p>	積み残し (地方要望)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
3	20	13	水道法	第6条	第1項	<p>【水道事業経営に係る認可権限の移譲】</p> <p>規模等に応じて厚生労働大臣又は都道府県知事のいずれかが行うことになっている水道事業等の経営の認可を、全て都道府県知事の認可とすべき。</p>	<p>水道水源計画、広域的な水道整備計画及び地域水道ビジョンは都道府県が策定しており、大臣認可案件の水道事業等についても、これらの計画との整合が図られているか事前に確認する必要があることから、全ての認可について、都道府県知事の事務とすることが望ましい。</p> <p>水道事業等の経営の認可、指導監督における都道府県のこれまでの実績を考慮した場合、給水人口50,000人超の水道事業等に関する事務の執行は専門的・技術的にも可能であり、人口要件で認可権限を区分する合理性が乏しく、事務の効率化や二重行政の解消の観点からも、都道府県権限に一元化すべきである。</p> <p>また、水道事故発生時の対応の際、大臣認可事業については、知事は情報を有していないため、適切な指導助言が困難である。</p> <p>移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細かな監督の実施が期待される。</p> <p>水道事業認可等に関する業務を身近な都道府県が実施することにより、事業者の利便性が向上するとともに、水道水の安全性や安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな監督が可能となる。</p> <p>各水道事業体の申請事務の簡便化、地域水道の広域化推進、迅速な危機管理対応が可能になる。</p> <p>※北海道：道州制特別区制度により道内全水道事業に対する権限が移譲済み</p>	権限移譲

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
4	20	44	医療法	第30条 の4	第2項	<p>【基準病床数の都道府県による独自の加減可能化】 基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべき。</p>	<p>【事例1】 A市内の病院数が現行の医療計画策定後に急速に減少してしまい、救急輪番の維持が困難となっている。A市から病院を誘致したいと強く要望されているが、A市のある二次医療圏は病床過剰地域であることから、新たな病院整備ができない。</p> <p>【事例2】 国の見直しにより「既存病床」の補正基準について条例に委任されたが、「従うべき基準」であり、地方に裁量の余地がない。また、地方提言の趣旨である「基準病床」数設定の廃止ではなく、実質的には現行の制度と同じ状況であり、適時適切な病床整備が困難な状況である。 本県の最近の事例としては、がん医療提供体制強化のため県立がんセンターの増床を行ったが、病床過剰地域であったため特例病床制度による増床しか手段が無く、厚生労働大臣の同意を得るまでに1年半を要した。</p> <p>【事例3】 本県においては、平成23年4月に基準病床数の見直しを行った。算定を行った結果、病床過剰となった圏域から、地域の実情に応じた病床の配分について要望があったが、算定式が国の一律の基準により定められており、増床の対応ができない。</p> <p>【事例4】 医療法で規定する基準病床数制度は、全国一律の算定方式となっており、都道府県の裁量の余地がなく、特定機能病院などの高度医療を行う病院に全国から患者が集まる地域の特性など、地域医療の実態を反映することができない。</p>	積み残し (地方要望)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
				第30条の4	第5項		【事例5】 基準病床数まで病床の整備が進んだ地域においては、次のような問題が顕在化している。 ・病院の新規参入がないことから、医療サービスの質の競争が起こりにくい状況となっている。 ・既存の病院の病床が既得権化し、使用されていない既存病床があるにもかかわらず地域で必要とされる医療サービスを提供する病院の増床又は新規開設ができない。本県においては、許可を受けていても長期間使用していない病床が約600床存在する。	
5	21	6	児童福祉法	第34条の16		【家庭的保育事業に係る基準の条例委任(参酌基準化)】 家庭的保育事業を行う市町村が遵守しなければならない面積基準や保育者の配置基準を、条例委任(参酌基準化)すべき。	市町村が、地域の保育ニーズ及び保育実施環境を踏まえて主体的に面積基準や保育者の配置基準を設定できるようになれば、より地域のニーズにあった多様な保育サービスの提供が可能となり、待機児童解消及び就労機会の拡大につながる。	その他
6	21	6	児童福祉法	第35条	第4項	【保育所の設置認可権限等の移譲】 保育所の設置認可権限、設置管理基準を定める権限、指導監督権限を市町村に移譲すべき。	市町村が自らの判断により重点的に取り組む施策を選択することが可能になり、地域の実情に応じた児童福祉施策の展開が可能となる。	権限移譲
				第45条	第1項			
				第46条	第1項			
				第46条	第3項			
				第46条	第4項			
7	21	6	児童福祉法	第45条	第2項	【児童福祉施設に係る基準の条例委任(参酌基準化)】 保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更すべき。 また、基準を見直す際は、補助金等に関する権限とセットで見直すべき。	【事例1】 地域によっては、千人を超える保育所待機児童が継続し、受入枠の拡大が喫緊の課題となっている地域もある。しかし、条例で定める保育所の居室面積基準は、「従うべき基準」とされているため、「標準」となる市を除き市町村の裁量による受入枠の拡大ができない状況である。  【事例2】 保育士の配置や設備の面積については「従うべき基準」とされ、その緩和等が認められていない。そのため、子どもが少なく、保育士の確保も困難な郡部や離島等で配置基準を見直すことができない。	積み残し (地方要望)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
							<p>【事例3】            保育サービスの施設基準等が、全国一律のため、地方自治体が地域の実情に応じて事業を実施することが困難である。            認可保育所やこども園の「職員の資格、員数」、「保育室及びその面積」等の基準については、国が「従うべき基準」を示すこととされているが、地方の責任と判断に委ねるべきである。</p> <p>【事例4】            幼保連携型認定こども園の認定を受けるにあたり、第1次一括法で「従うべき基準」として定められた調理室の設置がクリアできず、移行を断念する場合がある。            地方の裁量で運用できるよう「参酌すべき基準」とすべきである。</p> <p>【事例5】            大都市圏においては、施設設置基準の緩和措置が設けられているが、大都市圏に限ることなく待機児童が発生している地域においては、待機児童解消に向けた基準づくりの工夫が出来るようにすべきである。            待機児童がいても、第1次一括法附則の特例措置の対象となる地域の基準が厳しいため、待機児童数が、市町村保育計画を定める基準となる50人以上の地域であっても、特例措置の対象とならない地域がある。</p> <p>【事例6】            保育所における給食の外部搬入は、3歳に満たない児童に対し特区における規制の特例措置として、公立保育所のみ実施可能となっている。            地域によっては、乳幼児数の減少から自園調理が大きな負担となっている民間保育所があり、運営の合理化を図るため外部搬入を行おうとしても、この基準のために実施できない。</p>	

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
							<p>【事例7】 満3歳に満たない児童の食事の外部搬入が、公立保育所と同様に私立保育所でも認められれば、公立・私立間の差異がなくなり、保育所運営の合理化が図られる。</p> <p>【事例8】 東京都においては、平成13年度から待機児童の解消に向け、0歳児保育や、13時間開所を義務付ける等、独自の取組を行っているが、国は未だに都の認証保育所制度を認めていない。</p> <p>【事例9】 保育所の設備の基準については、都道府県が条例で定めることとされたが、職員の配置や保育室の面積等は、厚生労働省令で定める基準に従い定めることとされており、地方におけるそれぞれの実情に応じた検討ができない。 なお、仮に「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更されたとしても、保育所運営費の積算や、施設整備の補助金交付要綱は国が持っているもので、現実的には地方の裁量が働きにくい仕組みとなっている。 「従うべき基準」を見直す際は、補助金に関する権限とセットで見直す必要がある。 (具体例) 保育所における保育士の数は、 ・乳児おおむね3人につき1人以上 ・満1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とされているが、特に1歳児は、手厚い職員配置を求める声が現場から上がっている。従うべき基準であっても上回る方向での基準設定は可能ではあるが、人件費に直結する問題のため、運営費の算定に反映されないままで、地方単独措置は困難である。 ※仮案であるが、負担金額は国の基準どおり算定し、都道府県に交付し、都道府県の判断で、総額の枠内で各施設への交付基準を変更できる「総額裁量制」のようなことはできないか。</p>	

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
							<p>【事例10】  児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項については、平成10年4月の改正省令の附則により、「乳児6人以上を入所させる保育所に係る改正後の第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。」とされている。  A県においては、構造改革特区の申請を行い、平成23年3月25日付けで「乳児6人以上」を「乳児4人以上」とする認定がなされたところである。  保育の現場においては、正看護師の確保は難しく、比較的確保しやすい准看護師を雇用している場合が多いが、その賃金は保育所運営費の対象とならずに園が負担している状況にある。  このような状況を受けて、「保育所看護師配置促進特区」の実効性を確保するためにも、政策提案において、  ・保育士定数への算入を正看護師に限定せず准看護師も対象とすること。  を要望しているところである。</p>	
8	21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第9条	第1項	<p>【都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止】  都道府県医療費適正化計画の策定義務及び当該計画に係る評価(中間年度、最終年度)を廃止すべき。</p>	<p>計画に掲げられる目標(特定健康診査の実施率、平均在院日数等)及び取組については、既存の健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画等でカバーできるもので、改めて目標とする必要性がなく、中間年度及び計画最終年度の翌年度に評価を行うなど、非効率である。  さらに、次期医療費適正化方針案では、計画期間の医療費の見通しに関する事項のみが必須記載事項とされ、全国計画において、国として医療費を見通すことで足りると考えられ、各都道府県において策定を義務付けるほどの計画に値しない。  現行(次期)計画策定にあたり、基礎となる医療費に係るデータについては、厚労省から提供される各種データ、独自ツールを用いて算定していることから、進捗状況について把握、管理することが現実的に不可能であり計画を策定することの意味がない。</p>	積み残し(その他)
				第11条	第1項			その他
				第12条	第1項			未検討条項

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
9	21	14	介護保険法	第24条 の2	第5項	<p>【要介護認定調査の委託に係る公示義務の廃止】</p> <p>「新規」の要介護認定調査において、市町村が都道府県指定の指定市町村事務受託法人に調査を委託する際の公示義務を廃止すべき。</p>	<p>「新規」の要介護認定申請の場合は、事業所への委託ができない。そのため、調査対象者が遠隔地において、市町村による直接調査が困難な場合、個別のケース毎に、調査対象者のいる遠隔地市町村に調査を委嘱するか、遠隔地市町村の指定市町村事務受託法人に調査を委託することとなる。</p> <p>しかし、委託しようとするれば1件の調査委託のためにも公示しなければならず、現実的には委託は困難となる。そうすると、遠隔地市町村への委嘱となるが、その場合、委嘱を受けた遠隔地市町村の事務負担が大きくなる。</p> <p>公示なしに指定市町村事務受託法人への委託ができれば、遠隔地市町村の事務負担を無くすことができる。</p>	その他

# 今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項一覧

(環境PT)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
1	19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第29条	第4項	【特別保護地区に係る環境大臣の協議の廃止】 地域からの意見聴取や、市町村等との十分な対話を通じた特別保護地区の再指定を行うため、環境大臣の協議は廃止し、報告とすべき。	鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、国現地機関及び環境大臣との事前協議後、都道府県の環境審議会の審議・答申を得て本協議を行っている。 従来から、鳥獣保護区の指定日や狩猟開始日にあわせて、特別保護地区の指定の内容を確定しなければならないが、再指定についても環境大臣との協議を要するため調整に時間や労力がかかり、本来重視すべき市町村、地元住民からの意見聴取や、十分な対話期間の確保が難しくなっている。	積み残し (その他)
2	19	18	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第7条	第3項	【総量削減計画に係る環境大臣の協議の廃止】 窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画の策定に関して、環境大臣の協議ではなく報告とすべき。	現行では、閣議決定した基本方針に基づき各都道府県が計画案を策定した後、環境大臣への協議、公害対策会議の意見聴取が必要である。 また、大臣協議において修正を要する場合、再度、各都道府県の協議会における審議を行い、策定までにさらに時間を要することとなる。このため、手続きに時間がかかり、計画に定める計画の方途に、早期に着手できない。  【事例】 前回策定時は、正式協議に3か月、事前調整をあわせると半年以上を要した都府県もある。	積み残し (地方要望)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
3	19	20	水質汚濁防止法	第4条 の3	第3項	【総量削減計画に係る環境大臣の協議、同意の廃止】 総量削減計画の策定に関して、環境大臣の協議、同意ではなく、報告とすべき。	現行では、各都府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき各都府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なければならないが、第7次総量削減計画策定時の協議、同意の手続きには約2か月を要した。 また、本来総量削減計画は、水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の答申といった手続きを経て作成している。	積み残し (地方要望)
4	20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条	第3項	【産業廃棄物保管基準の条例委任】 産業廃棄物の排出事業場外での保管は事業者側から届出が必要であるが、住民等の生活環境の保全を図るため、地域の実情にあった基準を設けた場合は、それに基づいた規制ができるよう保管基準を条例委任すべき。	産業廃棄物を、排出した事業場の外で保管する場合の届出について、人口密集地域を抱える自治体においては、住民等の生活環境の保全を図るため、地域の実情にあった基準を設ける必要が生じ、条例等で、規模要件を上乘せする等の対応を行なっているが、法に基づく一律の基準と条例に基づく規制が併存し、一体的な運用に支障が生じている。	その他
			第12条 の2	第3項				

# 今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項一覧

(産業PT)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
1	11	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条	第1項	【基本計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止】 都道府県が定める基本計画に係る主務大臣の協議、同意を廃止すべき。	国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	積み残し (地方要望)
2	12	12	農地法	第4条	第1項	【農地転用許可権限の移譲】 2ha以下の農地転用許可を市町村に移譲し、4ha超の農地転用許可を都道府県に移譲すべき。	農地転用許可に係る事前調整等の手続きに時間を要している。審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる。 農地転用許可の移譲に併せて、立入調査、報告徴取、違反処分も移譲すべきである。  【事例】 工業団地造成を計画していたが、農政局協議に約1年を要した結果、該当農地の転用は困難と判断されたため、代替案の検討を余儀なくされている。	権限移譲
				第5条	第1項			
3	12	12	農地法		附則 第2項	【農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止】 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣の協議を廃止すべき。	農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならない。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整や協議を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	その他

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
4	12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第4条	第5項	<p>【農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止】 都道府県が定める農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。</p>	<p>国の「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更等に伴い、都道府県の農業振興地域整備基本方針の作成・変更が必要になるが、都道府県の自主的・主体的な取組を阻害しないよう、大臣協議、同意を廃止すべきである。</p> <p>国は、基本指針において全国で確保すべき農用地の面積を示し、都道府県の基本方針作成・変更の協議を通じて国の基本指針と整合するよう「確保すべき農用地等の面積の目標」等について内容修正を求めるなど過剰な関与を行い、県の基本方針の変更に半年以上かかるような支障が出ている。</p> <p>【事例】 基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議において、細かい修正の指摘があるなど、調整に多くの時間を要している。</p> <p>■経過 平成22年 7月 事前協議開始 平成22年12月 事前協議終了 平成23年 2月 大臣協議開始 平成23年 3月 大臣協議終了</p>	積み残し (地方要望)
5	12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第8条	第4項	<p>【農用地利用計画に係る都道府県知事の協議、同意の廃止】 市町村が定める農業振興地域整備計画(農用地利用計画)に係る都道府県知事の協議、同意を廃止すべき。</p>	<p>市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。</p> <p>都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に策定・変更できない。</p>	積み残し (地方要望)
6	13	5	森林法	第6条	第5項	<p>【地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止】 都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。</p>	<p>国の「全国森林計画」の策定に伴い、都道府県の地域森林計画の策定が必要になるが、都道府県の自主的・主体的な取組を阻害しないよう、大臣協議、同意を廃止すべきである。</p> <p>国は、全国森林計画において広域流域別に伐採立木材積、造林面積等を計画し、都道府県の地域森林計画の作成・変更の協議を通じて、地域の実情とかい離した割当量を示して内容修正を求めるなど過剰な関与を行うため、度重なる調整や資料作成等に多大な労力がかかっている。</p>	積み残し (地方要望)

## 今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項一覧

(まちづくりPT)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
1	5	30	公有水面埋立法	第27条	第3項	<p>【埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止】</p> <p>港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付についても迅速に対応する必要があり、海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。</p>	<p>都道府県有の埋立地の未売却・未貸付地が残る中、用地の売却・貸付において、国土交通大臣との協議に数か月を要するなど時間がかかっており、協議が終わるまでは進出企業との契約は停止条件付きとなるため、企業ニーズに迅速に対応することが難しく、埋立地の利活用の観点から大きな支障となっている。</p>	積み残し (地方要望)
2	5	30	公有水面埋立法	第29条	第3項	<p>【埋立地の用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止】</p> <p>港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の用途変更についても迅速に対応する必要があり、海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。</p>	<p>大規模な公有水面埋立は、埋立の整備期間が長く、竣功認可(供用開始)までに社会・経済状況が変化し、当初の目的に応じた活用ができなくなる場合がある。</p> <p>公有水面埋立の竣功認可後10年間は、大臣の協議を完了しないと用途変更ができないが、大臣協議には詳細な資料と説明を求められ、数か月を要するなど時間がかかっており、迅速に用途変更ができないことで、有効に活用できていない埋立地が発生している。</p>	積み残し (地方要望)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
3	6	1	都市計画法	第6条	第1項	<p>【地域の実情に応じた基礎調査の実施】</p> <p>都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。</p> <p>このため、準都市計画区域に係る基礎調査のように、「必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるべき。</p>	<p>全ての都市計画区域において、おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務付けられている。</p> <p>例えば、A県では、5年をかけて全都市計画区域の調査を行っており、毎年20,000千円程度の調査費を要している。</p> <p>しかし、事業が展開されていない区域や土地利用や基盤整備の状況等に大きな変化が無い区域では調査結果を活用することが少ないことから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査区域の選択及び実施が可能となるよう、基礎調査の実施方法を見直すべきである。</p>	未検討条項
4	6	1	都市計画法	第7条	第1項	<p>【特定法令による区域区分の義務付けの廃止】</p> <p>区域区分は、地域が計画的な市街化を図るため必要があると認めるときに定めることとされているが、近畿圏整備法等一部の法令で規定された区域については、制定が義務付けられていることから、地域の実情に応じた適切な区域区分設定の妨げとなっており、廃止すべき。</p>	<p>B県のある都市計画区域は、その一部が過疎法による過疎地域の指定を受ける一方、近畿圏整備法の近郊整備区域に指定されている。B県では同地域における区域区分廃止の是非を検討しているが、地域において、その必要性を検討し、自ら決定しようとしても、近畿圏整備法の規定により区域区分が義務付けられていることから、その要否について地域の自主的な決定ができない状況となっている。</p>	未検討条項
5	6	1	都市計画法	第18条	第3項	<p>【指定区間外国道の都市計画決定に係る国土交通大臣の協議、同意の廃止】</p> <p>地域における主体的なまちづくりを行うため、国土交通大臣の同意が必要となる国の利害に重大な関係がある都市計画のうち、都道府県が管理する指定区間外国道は対象外とし、報告等とすべき。</p>	<p>都道府県が管理する指定区間外国道の都市計画決定については、地方整備局との事前相談を含め、協議、同意に1か月以上の時間を要しており、都道府県が実施する関係道路事業の円滑な推進の支障となっている。</p>	積み残し (地方要望)
6	6	1	都市計画法	第23条	第1項	<p>【都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定等に係る農林水産大臣の協議の廃止】</p> <p>地域における主体的なまちづくりを行うため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定等に係る農林水産大臣の協議を廃止すべき。</p>	<p>農林水産大臣協議については、法定協議以前に任意の事前協議、事前調整、さらには事前相談といった仕組みが存在し、また、各協議段階で多量の資料を要求されるため、その事務処理に半年から2年近くにも及ぶ長期の時間と労力を要する状況となっており、地域における主体的なまちづくりを行うに当たっての大きな支障となっている。</p>	積み残し (地方要望)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
7	7	1	道路法	第30条	第3項	<p>【道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大】</p> <p>第1次一括法の施行により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間の国道についても適用すべき。</p>	都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の複雑化を招くとともに、地域の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理の支障となる。	積み残し (地方要望)
8	7	1	道路法	第45条	第3項	<p>【道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大】</p> <p>第1次一括法の施行により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間の国道についても適用すべき。</p>	都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の複雑化を招くとともに、地域の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理の支障となる。	積み残し (地方要望)
9	7	8	道路整備特別措置法	第10条	第1項	<p>【地方道路公社が管理する有料道路の料金、徴収期間等に係る国土交通大臣の許可(認可)制から届出制への変更】</p> <p>地域の実情に応じた道路事業の推進のため、地方道路公社が管理する都道府県道等の有料道路の料金及び料金徴収期間等について、道路管理者有料道路と同様に柔軟に設定できるよう、国土交通大臣の許可(認可)制を届出制とすべき。</p>	<p>第2次一括法により都道府県等が直接管理する有料道路については、条例に基づく管理運営が可能となり、国土交通大臣への届出のみで足りることになった。</p> <p>地方道路公社が管理する都道府県道等の有料道路についても、生活対策・観光施策など地方の裁量で、地域の実情に応じた整備・管理・運営ができるよう、許可(認可)制を届出制に変更すべきである。</p>	その他
			第10条	第4項				
			第12条	第1項				
			第12条	第6項				
			第13条	第1項				
			第15条	第1項				
			第15条	第4項				

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
10	17	8	港湾法	第2条	第6項	<p>【港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止】</p> <p>港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が了承されているため、これに加えての国土交通大臣の施設認定は廃止すべき。</p>	<p>国土交通大臣による港湾施設の認定は、港湾管理者にとって円滑な港湾事業等の執行に資する時期に可能とされた(港湾局総務課長通知)にもかかわらず、実際には、年度開始前に事前報告を行っておかなければ、原則、申請を行うことができない状況となっている。</p> <p>また、審査に当たっては、詳細かつ多量な資料要求が度々あることから、こうした事務処理に半年から2年近くにも及ぶ長期の時間と労力を要する状況となっており、円滑な港湾事業の遂行の大きな支障となっている。</p>	積み残し (地方要望)
11	17	8	港湾法	第44条	第2項	<p>【水域施設又は外郭施設の利用に対する料金の徴収】</p> <p>放置艇対策のより一層の推進のため、利用料の徴収が認められていない船だまりなどの水域施設、護岸、防波堤などの外郭施設の利用について、徴収を認めるべき。</p>	<p>放置艇対策推進のため、暫定係留施設の設置場所として、水域、外郭施設の活用や係留施設における利用料金の設定が認められているにもかかわらず(港湾局総務課長通知)、港湾法の規定により水域、外郭施設は利用料を徴収できない。</p> <p>このため、港湾管理者は、それらを活用しての暫定係留施設の設置をしづらい状況となっており、放置艇対策のより一層の推進と港湾施設の管理運営の円滑化の観点からも、利用料を徴収できるようにすべきである。</p>	未検討条項
12	17	8	港湾法	第58条	第3項	<p>【埋立地の用途変更・権利移転等に係る港湾管理者の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止】</p> <p>港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要があるため、海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。</p>	<p>国土交通大臣への協議をはじめとした土地利用の変更手続きに時間を要したため、企業ニーズに迅速に対応できず、最終的に立地希望の企業が進出を断念したケースが発生するなど、埋立地の利活用の観点から大きな支障となっている。</p>	積み残し (地方要望)

# 今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項一覧

(教育PT)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
1	10	1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条	第1項	<p>【市町村立学校県費負担教職員に係る人事権、給与負担等の移譲】</p> <p>地域の実態に合った教育を自主的、主体的に責任を持って行うため、市町村立学校県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数に関する権限等については、既に任命権を持つ政令指定都市に対して、権限を一元化するため早急に移譲すべき。</p> <p>その後、その他の市町村の県費負担教職員のあり方についても検討を行うべき。その際、へき地、離島などの地理的条件や人口規模等による自治体間の教育格差が生じないよう、広域人事の仕組み等の整備を十分に行うことなどを同時に、検討すべき。</p>	<p>学校設置者である市町村が、自主的、主体的な教育行政を責任を持って行える体制とするためには、県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数に関する権限等については、都道府県から既に任命権を持つ政令指定都市に対して早急に権限移譲し、その後、その他の市町村の県費負担教職員のあり方について検討すべきである。</p> <p>都道府県が教職員定数に関する権限等を持ち給与を負担しているため、既に任命権を持つ政令指定都市の場合、権限と責任が一部不明確となっている。例えば加配教職員定数については、都道府県が国へ申請を行っており、希望どおり配分されない場合は、都道府県と政令指定都市との間で再調整が必要となるなどの支障が生じるため、権限を政令指定都市へ一元化すべきである。</p> <p>また、政令指定都市以外の市町村は、教職員のサービスを監督することとなっているが、任命権を持たないため、任用、分限、懲戒等を行えない状態である。</p> <p>なお、移譲に当たっては、既に任命権を持つ政令指定都市について先行して実施することとし、その後、その他の市町村の県費負担教職員のあり方について、自治体の条件によって教育格差が生じないよう、大阪府北部5市町による教職員人事協議会を受け皿とした権限移譲の仕組み等も参考に、広域人事の仕組み等の対策と併せて検討する必要がある。</p>	権限移譲
				第41条	第1項			
				第41条	第2項			
		4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第2項			
		—	市町村立学校職員給与負担法	第1条				

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分	
2	10	1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第2条	第1項	【教育委員会と首長の権限配分の弾力化】 地方分権改革推進委員会第3次勧告に基づき、教育委員会の設置を選択制とすべき。 また、既に首長が行うことができる文化に関する事務と関連する図書館、博物館等社会教育に関する業務について、地域の実情に応じ、首長の下での一元的な事務の実施を可能とすべき。	図書館、博物館等は個別法により教育委員会の事務となっており、既に首長部局で行うことができる文化に関する事務と一体的に行おうとすると、教育委員会の事務を首長部局の職員等が補助執行する手続きが必要である。 また、文化に係る日常業務は首長部局で完結しても、重要な意思決定は、首長(部局)が調整した案を、形式的に教育長が決裁することとなり、事務の実施者と権限が不一致であるため責任が不明確になるほか、事務が二度手間となる。(例 博物館等が所管する附属機関(審議会等)の委員の改選時に、首長(部局)が人選し、教育長の決裁(教育委員会の議決)を得て、教育委員会の名義で辞令を発出する。) このように、地方分権を推進するという平成20年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨が十分に発揮されない状況であり、文化に関する事務を首長の下で行う場合、個別法に規定された事務も地域の実情に応じて首長の権限とできることとし、一元的に事務が行える体制とすることが必要である。 さらに、上記のような地方自治体内部の事務分担は、地方自治体が、住民の意向に沿って、地域にあった行政を展開する観点から、教育委員会を引き続き存置し、行うか、首長の下、行うかは、地方自治体の判断(議会の判断)によって任意に選択することができるように改めるべきである。	その他	
				第24条の2					
		14	社会教育法	第5条					
				第6条					
		15	図書館法	第13条	第1項				
				第15条					
		16	博物館法	第19条					
				第21条					
		2	1	地方自治法	第180条の5				第1項

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
3	10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第7条	第2項	<p>【市町村立学校の教職員の加配要件の見直し・弾力化】</p> <p>市町村立学校の教職員の加配について、実態に即した配置が行えるよう、加配要件の見直し・弾力化を行うべき。</p>	<p>加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。学校が抱える課題は様々であり、課題解決に必要な定数は市町村や都道府県など、地域によって大きく変わるところであるが、加配要件ごとに定数が決められていることにより、必要な定数が足りないものもある。</p> <p>例えば、少人数指導に係る加配定数は、ほぼ小中学校全校に配置できるものの、特別支援教育に関する定数等は必要数に満たないような場合、配分された加配定数全体の中で加配要件の枠を超え、より地域の実態に即して学校へ配置できるよう調整することができない。</p> <p>また、近年課題となっている、通常学級に在籍する発達障害などの児童生徒への対応や、職務遂行能力を十分に発揮できない職員（事務職員等）への対応など、既存の加配要件では対応が困難な課題も増加している。</p> <p>このようなことから、加配要件に縛られずに、学校や市町村がかかえる個々の課題に柔軟な対応ができるような制度への見直しが必要である。</p>	積み残し (地方要望)
				第15条				

# 今後の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項一覧

(災害その他PT)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
1	5	2	国土利用計画法	第7条	第3項	<p>【都道府県国土利用計画の策定に係る議会の議決の見直し】 都道府県国土利用計画の策定に当たっての法による議会の議決を不要とすべき。</p>	<p>法律で計画の策定時に都道府県議会の議決を義務付けている計画が少ないことや、当該計画は策定自体が任意であることなどを踏まえ、策定手続として議会の議決を法により義務付けることを不要とすべきである。 既に半数程度の都道府県では、条例により都道府県が作成する計画を議会の議決事項とする条例を策定しており、こうした都道府県が作成する計画については、法律による義務付けを廃止しても、議会の判断により議会の審議・議決事項とすることは可能である。</p>	その他
2	5	2	国土利用計画法	第9条	第1項	<p>【土地利用基本計画の策定義務の廃止】 土地利用基本計画の策定義務を廃止すべき。</p>	<p>都道府県における土地利用は、既に各種個別規制法の担当課の間で、組織横断的に連携を図って対応しており、土地利用の調整方針を計画に位置づける必要性は薄い。このため、土地利用基本計画の策定を義務付けるべきでなく、都道府県の自主性に任せ任意の計画とすべきと考える。</p> <p>【事例】 エリア内で白地地域がほとんどないA県では、都市計画法や森林法等の個別法による無秩序な開発の抑制が可能である。このため、当該計画を策定することなしに個別規制法の担当課間の連携により、土地利用基本計画の目的である土地利用調整を行うことができる。</p>	積み残し(その他)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
3	5	2	国土利用計画法	第9条	第10項	<p>【土地利用基本計画に係る国土交通大臣の協議の見直し】 土地利用基本計画の策定・変更について、国土交通大臣の同意を要しない協議を報告とすべき。</p>	<p>【事例1】 土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議については、「大臣同意」がなくなったものの、事前調整を含め、手続は従前とほぼ同一である。このため、計画策定・変更の迅速化に支障となっている。また、地域における実情に応じた柔軟な計画作りへの阻害ともなっている。</p> <p>■経過 平成23年11月 本省事前協議開始 (平成23年12月 事前協議追加依頼) 平成24年 1月 本省事前協議了 平成24年 2月 大臣協議開始 平成24年 3月 大臣協議了</p> <p>【事例2】 土地利用基本計画の策定・変更に関しては、昨年度の法改正で従来必要とされた国土交通大臣への協議、同意のうち、同意が廃止されたものの、協議が存続しており、手続においては何ら変化もなく、従来どおりの調整等に時間を要している。</p> <p>■経過 平成23年11月 本省事前協議開始 平成23年12月 本省事前協議了 平成24年 2月 大臣協議開始 平成24年 3月 大臣協議了 本省との事前協議までに、地方支分部局などとも調整を経ているなど、事務が重複している事象もあることから、更なる事務の改善が必要</p>	積み残し (地方要望)

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
							<p>【事例3】 国土交通省との事前協議が例年12月から約1か月、本協議が例年2月初旬から約1か月と時間を要している。 そもそも、土地利用基本計画は、都道府県のみで策定義務が課せられていることから、「協議」を「報告」に変更するとともに、必要に応じて助言を得ることができること等とすることが望ましい。</p> <p>■経過 平成23年12月 本省事前協議開始 平成24年 1月 本省事前協議了 平成24年 2月 大臣協議開始 平成24年 3月 大臣協議了 第1次一括法の施行により、「同意を伴う協議」から「同意を要しない協議」となったが、いずれも協議を要することから、実質的な変更が生じていない。</p>	
4	5	2	国土利用計画法	第23条	第1項	<p>【土地取引事後届出に係る届出期限の地方委任】 土地取引事後届出の届出期限については、地方の判断で決定できるようにすべき。</p>	<p>土地取引事後届出は契約日から2週間が届出期限となっており、これを超過すると国土利用計画法違反として、都道府県から届出者へ文書注意等の違反処置を行っている。当該制度の届出期限には行政機関の休日の特例措置はあるものの、期限が短すぎて届出者にとって酷な制度であるため、届出違反の大きな要因になっており、都道府県の違反事務処理の負担を増やしている。</p> <p>【事例】 届出のあった土地利用目的が同法第24条第1項の勧告要件に適合した場合、土地利用目的の変更勧告による是正措置をするために、契約後早い時点(契約日から2週間)での期限を設けているとの趣旨だが、A県では実際の事後届出で勧告に該当するような事例はほとんどなく、例えば届出期限を現在の2週間から1か月程度にしても実務上、影響のない地域もある。</p>	その他
5	5	2	国土利用計画法	第39項	第4項	<p>【土地利用審査会委員の任命に係る議会の同意の見直し】 土地利用審査会の委員の任命に当たっての議会の同意を不要とすべき。</p>	<p>国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく開発審査会の委員の任命は、議会同意が義務付けられていないことと比べると、土地利用審査会の委員任命に係る議会同意の義務付けは、均衡を失っている。</p>	その他

No.	分野	通番	法律名	条	項	提案の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	区分
6	8	3	災害対策基本法	第109条	第1項	<p>【緊急措置の拡充】 「限定列举した緊急事態対応」だけでなく、既存法令等の一時停止や緩和等を含め、幅広く必要な措置がとれるような規定を設けるべき。</p>	<p>避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や自治体等の諸主体が実施する初動期の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約が緊急かつ迅速な災害復旧の支障となることから、緊急時対応における既存法令等の一時停止や緩和が必要である。 (例) 廃棄物処理法の環境アセスメント手続の簡素化、揮発油等の品質の確保等に関する法律の規格緩和による緊急のガソリン輸入、災害査定手続の写真判定や事後精算等による簡略化 など</p>	その他
7	—	—	災害救助法	第23条	第3項	<p>【救助の程度、方法及び期間の地方委任】 救助の程度、方法及び期間については、地方の判断で決定できるようにすべき。</p>	<p>災害救助法第23条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされ、同法施行令第9条第1項では厚生労働大臣が定める基準に従い都道府県知事が定めるとされている。また、同条第2項では厚生労働大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、同意を得た上で定めることができる」とされているが、地域の実情に応じた救助を、主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。</p>	その他